



新型コロナウイルス感染症にかかると 佐倉市の独自の追加支援策



市民の皆さまへ

市民の皆さまをはじめ、関係各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対し、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き、厳しい状況が続いている市民・事業者の皆さまへの、より効果的な対策として「追加の佐倉市独自の支援策」を取りまとめました。この第2の支援策では、日常生活の維持を図ることを目的とした「子育て世帯・保育業務従事者向けの支援」、社会活動の継続を図ることを目的とした「事業者・農業者支援」、また、地域医療機関への支援や子供たちの学校環境の整備など、「新しい生活様式」を踏まえた取り組みを実施してまいります。

市民生活の回復と社会経済活動を維持・継続するため、これらの支援策を早急に講じてまいりますので、今後とも、一人ひとりが正しい認識で感染予防を行い、お互いを思いやる気持ちで元気な佐倉市を取り戻してまいります。

佐倉市長 西田 三十五

子育て世帯・保育業務従事者・世帯向け支援

子育て世帯

新生児すくすく応援給付金の交付

問 健康増進課 ☎(485) 6712



新型コロナウイルス感染症のリスクに不安を抱えながら、お子さんのお誕生を迎えた世帯を応援するため、対象となるお子さんに、10万円を支給します。

- 対象** 国の特別定額給付金の対象とならなかったお子さん
 ①令和2年4月28日～令和3年4月1日に出生した子で、最初の住民登録を佐倉市に行っていること
 ②子の母が、申請日時点で市内において、対象となる子と同居していること

- 支給額** 対象となるお子さん1人あたり10万円
申請 対象世帯には、住民登録後1か月以内に、市から申請書を郵送します。
期限 ◆対象となるお子さんの誕生月の3か月後の末日(例: 8月4日生まれ→申請書提出期限 11月30日)
 ◆令和2年4月28日～7月31日に生まれたお子さんの申請については、令和2年10月31日が提出期限となります

子育て世帯

里帰り困難妊産婦への育児支援サービス

問 健康増進課 ☎(485) 6712

新型コロナウイルス感染症の影響により、里帰りができなくなった妊産婦が、里帰りをしなくても安心して産前・産後期を過ごすことができるように、民間の育児支援サービスなどを利用するための費用の補助を行います。

- 対象** 里帰りを予定していた妊産婦が、実家の親による育児や家事のサポートを受けずに、民間事業者や地域団体が提供する育児・家事援助サービスなどを受けた場合の利用料金(最初の利用日から6か月以内で、令和2年4月1日～令和3年3月31日までに受けたサービス)
補助額 1回あたり1万円を上限とする(利用回数は月4回まで)
申請 8月3日～令和3年3月31日 ※必ず事前相談してください

保育従事者

保育業務等従事者慰労金の交付

問 子育て支援課 ☎(484) 6139

新型コロナウイルス感染症の脅威の中、強い使命感をもって保育を支えてくれている従事者に対して、慰労金を支給します。

- 対象** 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等、学童保育所、認可外保育施設(指導監督基準を満たした施設に限る)において、令和2年4月から引き続き、一定時間以上保育業務等に従事する者
支給額 雇用保険加入者5万円(感染等により休園になった場合は計20万円)
 上記以外2万円(感染等により休園になった場合は計8万円)
申請 8月3日～9月30日(対象施設に申請書類を提出)

世帯向け

生活福祉資金の特例貸付借入者への給付

問 社会福祉課 ☎(484) 6135

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少などにより生活が困窮し、千葉県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金特例貸付【社会福祉協議会の緊急小口資金または総合支援資金生活支援費】を借り入れているかた(世帯)に対し、家計の負担軽減を図るために給付金を支給します。

- 対象** 市内に住所を有し、生活福祉資金特例貸付【社会福祉協議会の緊急小口資金または総合支援資金生活支援費】を令和2年3月25日から9月30日までに申請し、借り入れをしているかた(世帯)
 ※生活保護受給世帯は対象外です
支給額 5万円(1世帯1回に限ります)
申請 8月3日～12月28日

申請期限は
8月20日(木)です
※消印有効

問 特別定額給付金担当
☎(484) 6181

特別定額給付金(対象者1人につき10万円)の申請はお済みですか?

特別定額給付金の申請期限が近づいています。申請期限までに申請が行われなかった場合、給付金を受け取ることができません。必ず、期限内に申請してください。

支給対象者 令和2年4月27日(基準日)現在で、佐倉市の住民基本台帳に記録されているかた
 ※基準日以降に佐倉市に転入されたかたは、基準日時点で住民登録のあった市区町村へお問い合わせください

事業者・農業者向け支援

事業者

小規模事業者への家賃支援

問 産業振興課 ☎(484) 6145

売上げが減少している小規模事業者の事業継続を支援するため、テナント事業者を対象に家賃の一部金額を支給します。

概要 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上げが前年と比較して、一定割合以上減少している市内小規模事業者を対象に、テナント賃借料の一部を支援します。

※実施時期や条件などは未定です。決まり次第、市ホームページなどでお知らせします

事業者

公共交通事業継続のための支援

問 都市計画課 ☎(484) 6164

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛の要請により、利用者の減少など大きな影響を受けている公共交通事業者に対し、支援金を支給することで、事業継続の支援を行います。

対象者 ①市内に本店を置く路線バス・貸切バス・タクシー事業者
②市内に本店を置かず、市内においてバス路線を運行する路線バス事業者
③市内において完結する路線を運行する鉄道事業者

支援金額 【基本額】 市内に本店を置く事業者 10万円
【加算額】 定期運行バス路線 1路線につき 25万円
貸切バス・タクシー車両 1台につき 5万円
鉄道路線 1路線につき 100万円

申請 8月上旬～

事業者

小規模事業者応援給付金(対象拡大)

問 産業振興課 ☎(484) 6283

売上げが減少している小規模事業者の事業継続を支援するため、10万円を給付します。

対象 常時使用する従業員の数が、卸売・小売業、サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)は5人以下、製造業その他の業種は20人以下の会社および個人の事業者(農林漁業を営む者を除く)

条件 ①市内に主たる事業所などを有し、今後も事業を継続する意思があるかた

②新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今年の任意のひと月の売上高(事業収入)が前年同月と比較して20%以上減少していること(従前の50%以上から拡大)など

申請 受け付け中(8月末まで受け付け)

農業者

農業経営継続のための支援

問 農政課 ☎(484) 6142

新型コロナウイルス感染症による農業経営への影響を考慮し、事業継続に意欲的な市内の販売農家に対して、施設および機械整備、資器材・種苗の購入のための経費を助成します。

対象者 確定申告により農業所得の申告を行っている農業者

対象経費 ①生産施設、機械
②資器材(肥料、農薬など)、種苗

補給率 ①1/2以内(上限100万円)
②1/2以内(上限10万円)

申請 8月3日～9月15日

事業者

緑と花づくり事業(花いっぱい感謝・応援)

問 公園緑地課 ☎(484) 4318、農政課 ☎(484) 6142

新型コロナウイルス感染症によるイベント中止などにより、売上げの減少などの影響を受けている花き農家の経営継続や販売促進を図るとともに、感染リスクの高い医療機関などへの感謝を伝えるため、花き農家が栽培した花や苗を市が購入し、医療機関などに配布します。

配布期間 9月～10月

その他施設への支援 など

医療機関

地域医療対策

問 健康増進課 ☎(485) 6711

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、発熱のある患者に対応する医療機関に対して助成します。

助成額 1医療機関につき20万円 **支給額** 8月上旬～

医療機関

急病診療所における感染対策

問 健康増進課 ☎(485) 6711

印旛市郡小児初期急病診療所および佐倉市休日夜間急病診療所での感染拡大を防ぐため、オゾン発生器や非接触式体温計、防護服を購入します。

学校

学校給食の継続実施支援

問 指導課 ☎(484) 6193

学校臨時休業に伴い中止となった学校給食の、キャンセルできなかった給食食材費用などについて、学校へ補助します。

【概要】 学校の臨時休業になったことで給食が中止となり、学校が負担したキャンセルできなかった給食食材費や、学校給食食材納入業者が負担したキャンセル食材などにかかる廃棄費用など、学校へ請求された費用について、学校に対して補助します。

【対象】 佐倉市立小中学校

学校

学校における感染症対策と学びの保障

問 指導課 ☎(484) 6193

学校再開に伴い、感染リスクを最小限にするための消耗品や備品の購入や、学校を再開する体制の整備に関する費用について、学校に補助します。

【概要】 教育活動再開などに際して、児童生徒・教職員などの感染症対策に必要な物品を購入します。また、夏季休業期間短縮などに伴う熱中症対策、教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費など、学校に対して補助します。

【対象】 佐倉市立小中学校

その他

佐倉市職員(任期付職員)を採用します

問 人事課 ☎(484) 6210

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、急速に悪化した経済・雇用情勢の影響を受け、離職を余儀なくされたかたを対象に、**一般任期付職員(一般行政職)**を募集します。
※詳細は、市ホームページをご覧ください

職務内容 一般行政事務

募集人数 5人

任期 令和2年9月1日～令和3年3月31日

面接試験期日 8月中旬予定

締め切り 8月7日(金)(必着)

※履歴書は、市ホームページからダウンロードできます

応募方法 郵送または持参で所定の「履歴書」を、〒285-8501 市役所人事課へ提出

給与 月額21万3486円(地域手当含む)

手当 通勤手当、期末勤勉手当など

勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(休憩60分)

※週38時間45分/原則として月曜日～金曜日

(土・日曜日に勤務がある場合もあります)

年次有給休暇 12日(9月1日採用の場合)

特別休暇 結婚・忌引きなど

その他

健康危機対策(感染症対応分)

問 健康増進課 ☎(485) 6711

備蓄用のマスクのほか、感染拡大防止に必要な備品などを購入します。

その他

検診事業(実施体制変更に伴う対応)

問 健康増進課 ☎(485) 6711

6～8月の複合集団検診中止に伴い、9月以降の検診の実施体制を大きく見直すことから、検診受診券を送付したかたに対して通知を行います。

※**検診受診の方法**については、「**こうほう佐倉 8月1日号**」3ページをご覧ください

各支援内容や申し込み方法などの詳細は、**市ホームページ**をご覧ください。



「新しい生活様式」を踏まえた取り組み(感染症対策)

行政情報化の推進	感染拡大防止のため、職員のテレワーク環境整備に必要な物品を購入します。	情報システム課 ☎(484) 6107
健康危機対策 (新しい生活様式対応分)	新しい生活様式を取り入れた形で、市主催のイベントなどを開催するため、サーモグラフィカメラを購入します。	健康増進課 ☎(485) 6711
防災資器材等管理事業	避難所における感染症の拡大を防止するため、簡易ベッド、ソーラーパネル、モバイルバッテリーなどを購入します。	危機管理室 ☎(484) 6131
小・中学校情報機器整備	教育 ICT環境の充実を目的とした GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人1台の学習用タブレット端末および遠隔授業・家庭学習のための小・中学校の環境を整備します。	学務課 ☎(484) 6186
スポーツ施設整備	市民体育館の施設再開にあたり、新型コロナウイルス感染症対策として、施設の窓を常時開放して換気を行っていますが、網戸が設置されていないことから、網戸を設置します。また、夜間においても新型コロナウイルス感染症対策の換気を行い、快適に施設が利用できるよう、利便性の向上を図ります。	生涯スポーツ課 ☎(484) 6742
スマートオフィスプレイス における感染症対策	市内における多様な働き方(テレワーク等) 推進の拠点となる佐倉市スマートオフィスプレイス「CO-LABO SAKURA」(ユーカリが丘)において、3密対策・感染防止対策を行います。	産業振興課 ☎(484) 6145
公園内安全空間の確保	子どもからお年寄りまで多くの人が集まる公園に、感染を予防するための「公園利用で気を付けること」を案内する看板を、市内全ての公園(290か所) に設置します。	公園緑地課 ☎(484) 6165
図書館機器等整備	図書館における感染リスクを低減するため、利用者自身が貸出返却処理を行えるよう、自動貸出機などを導入し、併せて利用者の利便性の向上を図ります。また、図書消毒機を導入します。	社会教育課 ☎(484) 6189
キャッシュレス事業者との 協力による市内消費促進 および新しい生活様式の推進	市内の中小店舗などでキャッシュレス決済を利用すると、ポイントを還元するキャンペーンを実施します。 【概要】 市内での買い物を促進するとともに、キャッシュレス決済の浸透を図ることを目的として、参加中小店舗などで商品を購入する際、キャッシュレス事業者の決済を利用すると購入額に応じたポイントを還元するキャンペーンを行います。 ※実施時期などの詳細は未定です。決まり次第、市ホームページおよび「こうほう佐倉」でお知らせします	産業振興課 ☎(484) 6145
商業・サービス業応援寄付 プロジェクトの利用促進	売上が減少している市内飲食店などの事業継続を支援するため、民間インターネットサービスを活用した代金先払いおよび寄付の仕組みをつくり、利用を促進します。 【概要】 応援したいお店の電子チケットを先行購入し、新型コロナウイルス感染症の収束後、電子チケットを使ってお店の食事を楽しむことができます。この電子チケットに、一定のプレミアムを付与し、お得に購入できるようにします。 ※利用購入および店舗の参加には、登録が必要です ※実施時期などの詳細は未定です。決まり次第、市ホームページおよび「こうほう佐倉」でお知らせします	産業振興課 ☎(484) 6145

これまでの支援（こうほう佐倉「6月15日臨時号」掲載分のうち継続分）



※支給額、申請期間、申請方法など、詳細はお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください

世帯向け・子育て世帯	生活困窮者自立支援 (住居確保給付金の支給)	新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入が減少したことなどにより、住居を失ったかた、また失う恐れの高いかたに、一定期間(原則3か月) 家賃相当額を支給することにより、住居および就労機会などの確保に向けた支援を行います。	対象 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあるかた。 支給額(上限額) ▶単身世帯 4万1千円 ▶2人世帯 4万9千円 ▶3人～5人世帯 5万3千円 ▶6人世帯 5万7千円 ▶7人以上世帯 6万4千円 ※申請受付は予約制です 「くらしサポートセンター佐倉 ☎(309) 5483」へご連絡ください(開設時間: 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)	社会福祉課 ☎(484) 6135
	ひとり親家庭等への 臨時給付金	新型コロナウイルスの感染症の影響による、学校などの臨時休業や事業所の休業などにより、特に生活や就業に影響を受けやすいと考えられる、ひとり親世帯などに対する支援を行います。	対象 令和2年4・5・6月分の児童扶養手当受給者(全部支給停止世帯は除く) 支給額 1世帯あたり3万円+手当対象児童 1人につき1万円 支給日 8月上旬 ※申請は不要です。 児童扶養手当支給口座にお振り込みいたします	児童青少年課 ☎(484) 6140
事業者向け	融資制度借入利息の 補給拡張	市内事業者の資金繰りを支援するため、佐倉市中小企業資金融資制度を利用することで支払う、借り入れ利息に対する助成(利子補給)の補助率を引き上げました(運転資金メニュー、5月以降新規申し込み分に限ります)。	対象 佐倉市でセーフティネット保証4号の認定を受けた事業者 補助率 利率の100分の99(2分の1から引き上げ) 期間 対象融資期間の全期間(最長5年間)	産業振興課 ☎(484) 6021
福祉施設向け	障害福祉施設等感染拡大 予防のための支援	市内通所サービス事業所などに対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、環境改善や衛生用品など必要な物資に係る費用を補助します。	対象 市内通所サービス事業所等 支給額 1事業所6万円 支給対象経費 マスクや手袋、アルコール等の消毒液などの衛生物資	障害福祉課 ☎(484) 4164
	障害福祉を支えるひと支援	新型コロナウイルス感染症のリスクを抱えながらも働き続けている施設従事者を支援するために、市内事業所に特別手当などにかかる経費を支給します。	対象 入所施設および障害福祉サービス等事業所 支給額 ①入所施設 1施設×100万円 ②障害福祉サービス等事業所 1事業所×20万円 支給対象経費 従事者の処遇改善(特別手当の上乗せ等) 経費 ※従事者の同意等、一定の要件下で、感染対策など、職場環境を改善するための経費も可とする	障害福祉課 ☎(484) 4164
	居宅介護事業所感染拡大 予防のための支援	デイサービスなどの居宅介護サービス事業所に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、環境改善や衛生用品など必要な物資に係る費用を補助します。	対象 市内居宅介護サービス事業所 支給額 1事業所 6万円 支給対象経費 マスクや手袋、アルコール等の消毒液などの衛生物資、防護機材の購入に係る経費	介護保険課 ☎(484) 6174
	介護を支えるひと支援	新型コロナウイルス感染症のリスクを抱えながらも働き続けている施設従事者を支援するために、市内事業所に特別手当などにかかる経費を支給します。	対象 次の①～④の介護施設および介護サービス事業所 支給額 ①介護老人福祉施設及び介護老人保健施設(定員50人以上)1施設あたり100万円 ②介護老人福祉施設(定員50人未満)1施設あたり50万円 ③その他の入居施設(サービス付き高齢者住宅除く)1施設あたり30万円 ④居宅介護サービス事業所1事業所あたり20万円 支給対象経費 介護従事者の処遇改善(特別手当の上乗せ等) 経費 ※従事者の同意等、一定の要件下で、感染対策等職場環境を改善するための経費も可とする	介護保険課 ☎(484) 6174

佐倉市の独自の支援策 - 予算 -

今回の支援策は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などを活用し実施します。

地域の命と暮らしを守るため地域独自の
取組を支援 (こうほう佐倉6月15日臨時号掲載分)

5億3266万5000円

- ・小規模事業者応援給付金
- ・融資制度借入利息の補給拡大
- ・市内商業・サービス業者への代金先払い及び寄付システムの導入
- ・生活困窮者自立支援(住居確保給付金の支給)
- ・ひとり親家庭等への臨時給付金
- ・幼稚園等の臨時休園に伴う預かり保育料補助
- ・準要保護世帯の児童・生徒に対する給食費相当額の支援
- ・子育て世代の相談窓口(臨床心理士による電話相談)
- ・障害福祉施設等感染拡大予防のための支援
- ・障害福祉を支えるひと支援
- ・居宅介護事業所感染拡大予防のための支援
- ・介護を支えるひと支援
- ・学校施設を含む公共施設で使用する感染症対策用消毒液などの購入
- ・避難所における感染症対策資材の購入
- ・遠隔地会議システムの導入
- ・オンライン学習用タブレット端末の整備

家賃支援を含む事業継続や雇用維持等に
関する事業

約6億円を見込む

※今回の臨時号に掲載している追加事業

- ・新生児すくすく応援給付金の交付
- ・里帰り困難妊産婦への育児支援サービス
- ・保育業務等従事者慰労金の交付
- ・生活福祉資金の特例貸付借入者への給付
- ・小規模事業者への家賃支援
- ・小規模事業者応援給付金(対象拡大)
- ・公共交通事業継続のための支援
- ・農業経営継続のための支援
- ・緑と花づくり事業(花いっぱい感謝・応援)
- ・地域医療対策
- ・急病診療所における感染対策
- ・学校給食の継続実施支援
- ・学校における感染症対策と学びの保障
- ・佐倉市職員(任期付職員)の採用
- ・健康危機対策(感染症対応分)
- ・検診事業(実施体制変更に伴う対応)

「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活
性化等に関する事業

約10億円を見込む

※今回の臨時号に掲載している追加事業

- ・行政情報化の推進
- ・健康危機対策(新しい生活様式対応分)
- ・防災資器材等管理事業
- ・小・中学校情報機器整備
- ・スポーツ施設整備
- ・スマートオフィスプレイスにおける感染症対策
- ・公園内安全空間の確保
- ・図書館機器等整備
- ・キャッシュレス事業者との協力による市内消費促進および新しい生活様式の推進
- ・商業・サービス業応援寄付プロジェクトの利用促進